PSLXフォーラム 会則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、「PSLXフォーラム」と称する。
 - 2 英語名を「PSLX Forum」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を、特定非営利活動法人ものづくり APS 推進機構(以下 NPO 法人という) 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、NPO 法人の定款第3条の目的を達成するための事業として、ものづくり APS に 興味をもつより多くの一般市民を対象として、その人的ネットワークを形成し、インターネット等のバーチャルなコミュニケーションと、直接対面を通して得られるリアルなコミュニケーションを活発に行うことで、それぞれのメンバーがもつ知識や経験をより豊かにするとともに、 NPO 法人としての知的財産の形成に貢献することで、この分野の情報化技術の発展と科学技術の振興を図ることを目的とする。また、同時に、ネットワークの輪を、海外にも広げることで、ものづくり APS に関する日本からの情報発信を行うことで、国際貢献及び国際交流を進めることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、NPO 法人の定款第5条に揚げる事業のうち、以下の種類の活動を行う。

- (1) 普及啓発と市民ネットワーク推進事業
- (2) 国内および国際標準化推進事業
- (3) 技術調査および国際交流事業
- (4) 技術教育および能力認定事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

- 第5条 本会は、サポーター会員、スポンサー会員によって構成される。
- 2 本会の会員は、NPO 法人の正会員または賛助会員である団体とする。

(入会)

第6条 会員の入会は、NPO 法人への正会員または賛助会員の入会手続きを行うことをもって代える。

(退会および除名)

- 第7条 会員の脱会は、NPO法人の正会員または賛助会員の脱会手続きをもって代える。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、NPO 法人理事長は、該当会員を除名することができる。
 - (1) NPO 法人の定款及びこの会則やその他の規定等に違反したとき
 - (2) 本会の目的に反した行為を行い、本会の名誉を傷つけたとき

(会員の権利)

- 第8条 会員は、次の各号に定める共通の権利を有する。
 - (1) 本会が計画実施する各種のセミナーやシンポジウムへ参加する権利
 - (2) 本会が配信するニューズレターや別途定める規定に基づく資料の配布を受ける権利
 - (3) 本会が設定する公開サーバ上のメンバー専用のページにアクセスし、必要な情報の読み 取りができる権利
 - (4) NPO 法人が設定する公開サーバ上に企業名を記載し、会員固有のホームページとリンク させる権利
- 3 スポンサー会員は、前一項、前二項のほか、次の権利を有する。
 - (1) NPO 法人が設定する公開サーバのトップページに、会員のロゴを表示し、会員固有のホームページとリンクさせる権利

(知的財産権)

- 第9条 本会の活動によって得られた成果物に対する著作権その他の一切の知的財産権は、その利用権(複製権・改変権・利用許諾権等を含む)も含めて、NPO法人に帰属するものとする。
- 2 会員は、本会の活動で提供する情報及びその活動成果が本条第一項に基づき NPO 法人に帰属 することを認識し、本条第一項の成果物に対し、いかなる権利も主張しない。但し、会員が提 供した個々の情報等に関する該当会員の既存の権利は何ら影響を受けないものとする。
- 3 本条第一項の成果物中に第三者の知的財産権の対象物が含まれる場合において、当該第三者 との間で取り決めを行う必要が出てきたときは、NPO 法人理事会の決議に基づき実施するもの とする。
- 4 その他、本会の活動の成果物に関する事項は、NPO 法人理事会の決議により処理する。本条

の規定は、脱会した会員に対しても、また本会の解散後も効力を有するものとする。

(会員の義務)

- 第10条 会員は、この会則、並びに NPO 法人理事会が定める規定や議決事項を遵守しなければならない。
- 2 会員は、この会則で別に定めるもののほか、その種別に応じ、本会活動の推進のために必要 な協力をしなければならない。

(守秘義務)

- 第11条 会員は本会活動を通じて知り得た情報を NPO 法人理事長の了解なしに第三者に開示し、 または漏洩してはならない。
- 2 会員は本活動を通じて知り得た他の会員の技術、ノウハウ、営業に関する情報を、該当会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
- 3 前二項の規定は、情報が次のいずれかに該当する場合適用されない。
 - (1) 知得する以前にすでに公知となっている場合
 - (2) 知得した情報に依ることなく独自に開発した場合
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した場合
 - (4) 知得した以降に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
- 4 会員が本会から取得した情報が、本会則の規定に違反して現に当該会員以外の第三者に開示され、又は第三者にその複製物が配布されたことが明らかになった場合、当該会員は、直ちに NPO 法人理事長に対しその旨報告するとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、本会則第11条に定める義務及び未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 組織の運営

(フォーラムの運営)

第13条 NPO 法人理事会の理事会に属する委員会にて会の運営を行う。

第4章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

- 第14条 この会則の変更は、NPO法人理事会において行う。
- 2 NPO 法人理事会における協議により、本会則の記載事項に関する内容と異なる議決がされた場合、本会則は速やかに修正される。

(解 散)

- 第15条 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) NPO 法人理事会の決議
 - (2) 目的とする活動の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併

(清算人)

第16条 本会が解散するときは、NPO法人理事長がその清算人となる。

附則

- 1 この会則は、特定非営利活動法人ものづくりAPS推進機構の平成19年度第一回理事会(平成19年6月21日)の議決を得て施行する。
- 2 この会則は、特定非営利活動法人ものづくりAPS推進機構の平成19年度第三回理事会(平成19年12月11日)の議決を得て施行する。
- 2 この会則は、特定非営利活動法人ものづくりAPS推進機構の平成22年度第一回理事会(平成22年5月27日)の議決を得て施行する。

以上

平成 19 年 6 月 21 日施行 平成 19 年 12 月 11 日施行 平成 22 年 5 月 27 日施行